

まで、通政院で天下の站赤を總轄することに變化は無かつた。中央に於ける站の統轄機關は前述の如くであつたとして、地方に於ては如何にこれが管理されて居つたか。次にこれについて攷究を加へて見る。

ロ 地方における管理

諸方に棋布する驛站を各地方で如何にして管理したかについて總括的に敘述してゐるのは、泰定元年三月三日の察乃脫兒赤顏等の奏である。即ち

〔泰定元年三月〕三日通政院使察乃脫兒赤顏等奏。世祖皇帝時。漢地站赤從各路達魯花赤・總管提調。在後又令州縣官領之。既而站戶受害。依舊從各路正官提調。州縣不預。至治三年英宗皇帝行幸五臺之時。

左丞速速・同知不顏復奏。令州縣提調站赤。今站戶告言。既隸通政院。又屬州縣官。於已誠有不便。臣與右丞相旭邁傑等共議。但凡政治並依世祖皇帝定制。已嘗詔告天下。今次站赤止合從各路達魯花赤・總

管提調。毋令州縣官領之。奉旨準。(經世大典
站赤六)

と記されてある。こゝに述べてある所に依りて知り得られる通り、地方に於ける站赤に關する管掌の變革は、たゞその提調が路に屬したか州縣に屬したかの相違に過ぎない。かく此等の兩者の何れかにこれを委ねて行省に委ねなかつたのは、站赤を總管する通政院もしくは兵部と行省との間に於ける官衙の位置の上下の關係に基づいたものにかつたのであらう。尤も特種の場合として和林行省・西京宣慰司・甘肅行省等にもこれを委ねたこともあつたけれども(經世大典站赤五。至大四。年七月十四日の條參照)、これは例外の場合と認むべきであり、且つその委ねられたのは漢站ではなく、管